

日光市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、指定管理者
監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月17日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 川 村 寿 利

- | | |
|---------|---|
| 1 監査の対象 | 指定管理施設 自然体験交流センター「安らぎの森四季」
(指定管理者 安ヶ森管理組合) |
| 2 監査の期間 | 令和5年5月22日～令和5年6月5日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等（公
の施設の指定管理者）監査

3 監査の対象

指定管理施設 自然体験交流センター「安らぎの森四季」

指定管理者 安ヶ森管理組合

所 管 課 栗山行政センター

4 監査の期間

令和5年5月22日～令和5年6月5日

5 監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年3月末日現在で実施した。

（2）あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳票及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

7 監査の結果

（1）総括

指定管理者から提出された関係帳簿、証拠書類について、一部記載内容に誤り、漏れ等が見受けられた。また、事務の執行に当たって、是正・改善すべき事項が散見された。

（2）指摘事項

[指定管理者（安ヶ森管理組合）]

（ア）本指定管理業務にかかる会計帳簿を他会計から独立して整備していなかったため、本指定管理業務の経理が不明確となっていた。

（イ）物価高騰による指定管理料の支援を受けているが、その根拠となる電気料金の支出が

収支決算に記載されていなかった。

- (ウ) 損害賠償保険に加入すべき自主事業を実施していたにもかかわらず、保険に加入していなかった。
- (エ) 自主事業で実施している薪・炭の販売価格について、ホームページ・チラシでは1束600円と記載しているにもかかわらず、実際には1束500円で販売していた。
- (オ) 自主事業で販売しているロックアイスについて、売上があるにもかかわらず収支決算に計上されていなかった。
- (カ) 自動販売機を設置し収入を得ているにも関わらず、収支決算に計上されていなかった。また、当自動販売機を設置するに当たり、市の目的外使用許可を得ておらず、使用料も納めていなかった。
- (キ) 自主事業の収支予算を赤字で組んでいた。
- (ク) 適正な自主事業計画が提出されていなかった。
- (ケ) 自主事業の利用料金を定めるに当たって、市の承認手続を得ていなかった。
- (コ) 一部自主事業を湯西川財産区有地で実施しているが、区有地の使用について適正な手続を経ていなかった。

8 意見及び要望

[指定管理者（安ヶ森管理組合）]

- (1) 当指定管理業務の収支決算について、記載誤り、漏れ等により正確な把握が困難な状況にあった。これは、事業者本体の経理とは別に、独立した当指定管理業務に関わる経理を行わず、当指定管理業務の会計帳簿類を整備していなかったことが大きな要因である。他会計との独立は指定管理業務を行うに当たっての基本的事項であるので、直ちに是正を求める。
- (2) 収納した施設利用料などの現金については、少額であることから、常時、施設内の金庫に保管し、運転資金に充てているとのことであるが、紛失・盗難等のおそれもあることから、定期的に金融機関に預けるなど、現金の安全管理について徹底されたい。
- (3) ドッグランの開設など自主事業を実施しているにもかかわらず、協定に基づく損害賠償保険に加入しておらず、早急に加入するとのことであった。職員の危機管理意識の向上を図られるとともに、施設利用者の安全確保や事故防止、事故発生時の対応には万全を期されたい。
- (4) 一部帳票類の誤り、手続の不備等から、指定管理者制度に対する理解不足が見受けられた。今後は、制度に対する理解を十分に深められ業務に当たるとともに、必要に応じて所管課に指導・助言等を求めるなどして、業務の適正な遂行に当たられたい。

[所管課（栗山行政センター）]

- (1) これまでに所管課が指定管理者に対して指導等を行ったことはないとのことであるが、

指定管理者から提出された監査資料に誤り、また、その他前述の指摘事項等が散見されたことについては、所管課の指導・監督が不十分であったことに大きな原因がある。所管課が定期的に現地に赴いて指定管理者と連携を密にし、また、指定管理者から提出された事業計画、事業報告等の内容を精査していれば十分に防止できた事項である。また、事前審査において所管課の説明が二転三転していたことも事業を十分に把握していなかったことの証左である。所管課は指定管理者に対する指導監督責任があることを十分に自覚し、業務に当たられたい。

- (2) 指定管理者が自主事業を行うに当たって、自動販売機を無許可で設置したり、損害賠償保険に未加入であったりと手続の不備が散見された。これは、指定管理者自身の指定管理者制度に対する理解不足はもとより、所管課の制度に対する理解不足にも大きな原因がある。制度に対する理解を十分に深めるとともに、自主事業含めた指定管理業務全般について、再度、指定管理者とともに点検されたい。
- (3) 施設の設置理念に基づく機能の一つに「利用者が展示室を見学することができる『自然学習の場』」を掲げているにもかかわらず、施設設置後まもなく展示室の展示物を近隣施設に移設している。以来、展示室は利用されないままとなっており、施設の機能の一つが失われている状態にある。当施設の理念に基づく目的・機能について再度整理するとともに、展示室の在り方について検討されたい。